

「優良配置販売業者認定制度」設立の動き

発行：日本置き薬協会 事務局

(一社)日本配置販売業協会は、(一財)日本ヘルスケア協会配置販売業部会へ(仮)優良配置販売業者認定制度設立案を提案されたのでこれを報告する。

現況及び主旨

配置販売業は、訪問販売業です。お客様のところに直接訪問し、医薬品の入った薬箱を置き、使用した分のみを後日回収するという先用後利という形態で、30年以上も前からお客様に愛され、現在も同様な販売方法で存続しております。

訪問販売、特に飛び込み営業に関しては、高齢化及び核家族化により消費者の皆様からのクレームが多々寄せられていることも事実ですが、訪問販売業者と先用後利を主とする配置販売業者とはその中身が大いに異なっています。

消費者庁を中心にこの訪問販売にかかる法律(特定商取引法)や、個人情報保護法に関する規制が頻繁に議論されています。また、消費者関連法がより強化されている現状下、配置販売業者としても自ら消費者目線に立った制度を模索しておりました。

今般、薬業界全体を網羅する一般財団法人日本ヘルスケア協会内に配置販売業部会が設立されるにあたり、配置販売業者独自の資格制度を任意に発足し、消費者にとってわかりやすく、且つ、業に従事している従業員も胸を張って、お客様に安心と安全を提供できる体制をとれることといたしました。

優良配置販売業者認定制度とは

配置販売業者(個人情報保護法適用会社を中心に)が特商法、個人情報保護法、消費者関連法、薬機法等関連法規をどれだけ遵守し、履行しているかにつき、第三者機関が審査し、優良企業と認定された業者に一般財団法人日本ヘルスケア協会がその認定を行います。認定者に、財団より優良証を交付します。審査基準については、配置販売業者だけでなく、他薬業団体、メーカー、主務官庁及び消費者側の意見も取り入れ審査基準を策定いたします。

その他

1. 配置販売業は、既存配置販売業と新配置販売業の2種類がありますが、訪問販売などに関することは両方とも同じ適用を受けますので、配置販売業すべての業者が対象となります。(個人情報適用外に関しては審査基準が異なる)

2. 既存配置販売業者には、毎年、30時間以上の研修・講習が義務づけられ、新配置販売業者の登録販売者も同様に毎年12時間以上の研修・講習が義務づけられています。従事者は、一定の研修・講習をうけることにより特商法も含め関連法規の研修を受けていますが、業者として、どのように対応しているかが今回の対象となります。

3. 配置販売業者が当該認定を受けたいとの申し込みを、一般社団法人日本配置販売業協会が一括受け、配置販売業部会に申請をいたします。配置販売業部会にて審査組織を立ち上げ、審査し、配置販売業部会に答申後、配置販売部会から財団に認定申請を行い、財団にて認定し、業者に交付致します。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒332-0034 埼玉県川口市並木2-30-6

TEL. 080-6789-6165 FAX. 048-251-9657